# 滝川市立病院改革プラン(中期経営計画)策定支援業務 募集要領

### 1 業務目的

滝川市立病院(以下「市立病院」という。)では、「公立病院改革ガイドライン」(平成19年12月24日付け総務省自治財政局長通知)を踏まえ、平成21年3月に策定した「滝川市立病院改革プラン」に基づき、経営改善に取り組んできたところであるが、患者数の減少などにより極めて厳しい経営状況となっている。

また、平成27年3月に総務省から「公立病院改革の推進について」(平成27年3月31日付け総務省自治財政局長通知)において「新公立病院改革ガイドライン」が示された。この通知において、病院事業を設置する地方公共団体は、都道府県が策定する地域医療構想の策定状況を踏まえつつ、平成27年度又は平成28年度中に「新公立病院改革プラン」を策定し、これを着実に実施することが要請されている。

そこで本業務では、病院経営及び公立病院改革に関する専門的知見を有する事業者に「滝川市立病院改革プラン(中期経営計画)」(以下「改革プラン」という。)の策定支援業務等を委託することにより、「北海道地域医療計画~中空知地域医療構想~」の策定内容に沿った公立病院として求められる役割を踏まえた改革プランを策定し、当該改革プランに基づく持続可能な病院経営を実現するものである。

## 2 業務概要

- (1)業務名 滝川市立病院改革プラン(中期経営計画)策定支援業務
- (2)業務内容 滝川市立病院改革プラン (中期経営計画) 策定支援業務仕様書のとお りとする。
- (3)委託期間 契約を締結した日から平成29年3月31日までとする。
- (4)業務場所 滝川市大町2丁目2番34号 滝川市立病院
- (5)提案上限額 3,240千円(消費税および地方消費税相当額を含む。)を上限とし、 提案の内容にかかわらず、この上限額を超える提案は受け付けない。

#### 3 参加資格

- (1) 法人格を有する企業、団体等であること。
- (2) 次に掲げる者でないこと。
  - ア 地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の4の規定に該当する者
  - イ 会社更生法 (平成 14 年 12 月 13 日法律第 154 号) 第 17 条に基づく更生手続開始の 申立てが行われた者
  - ウ 民事再生法(平成 11 年 12 月 22 日法律第 225 号)第 21 条に基づく再生手続開始の 申立てが行われた者
  - エ 役員等が暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)

第2条第6号に規定する暴力団員であると認められる者

- オ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する 暴力団をいう。) 又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
- カ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加 える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどとしたと認められる者
- キ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど 直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認 められる者
- ク 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認 められる者
- (3) 滝川市競争入札参加資格者指名停止事務処理要領(平成11年滝川市告示第43号) 第2条第1項若しくは第3条第1項から第3項までの規定による指名競争入札に関す る指名を停止されていない者
- (4) 税金(国税、地方税)に滞納がないこと。
- (5)地方公共団体又は地方独立行政法人から直接受注した業務として、平成20年度以降に履行が完了した、公立病院の経営改善及びそれに類する業務委託\*の実績を有すること。
  - ※「公立病院の経営改善及びそれに類する業務委託」とは、 公立病院改革プランの策定、経営計画の策定、経営分析の実施、病院新築・改築に伴う基 本構想や基本計画の策定をいう
- (6) その他関係法令を遵守すること。

### 4 失格事項

応募者が次の事項に該当すると市立病院が判断した場合は失格とする。ただし、市立 病院がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りではない。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 本要領における諸条件に違反した場合
- (3) 参加資格を欠いていることが判明した場合
- (4) その他応募者の失格事項に相当するものと市立病院が判断した場合

# 5 プロポーザル日程(予定)

項目	日 程
募集要領の配布	平成28年5月16日(月)から5月30日(月)まで
	配布場所:滝川市立病院事務部事務課
	(土日祝日を除く午前8時30分~午後5時)
	滝川市立病院ホームページにも掲載している。
質問の受付	平成28年5月23日(月)午後5時まで
	件名に「プロポーザル質問(改革プラン)」と入力し、所定の質問票
	に記入の上、本要領「連絡先及び提出先」まで電子メールにて送付
	すること。
質問の回答	随時、滝川市立病院ホームページ上で公表する。
	なお、回答は質問内容と合わせて、質問者名等をふせて公表する。
企画提案書等応募書類	平成 28 年 5 月 30 日 (月) 午後 5 時まで
提出期限	提出は持参または郵送すること。なお、郵送の場合は提出期限まで
	に担当課に必着のこと。
書類審査	応募者が多数の場合には、6月1日(水)までに書類審査により上
(1次審査)	位3者程度を選定する。
プレゼンテーション	平成28年6月6日(月)
(2次審査)	
選定結果通知	審査終了後、応募者全員に文書で選定結果を通知する。

#### 6 企画提案書等応募に関する事項

- (1) 提出期限及び方法
  - 平成28年5月30日(月)午後5時までに持参又は郵送(必着)すること。
- (2) 提出書類(様式等)
  - ① 企画提案申込書(様式1)
  - ② 企画提案書(任意様式)

仕様書に基づき、別添「審査項目及び審査の視点」を踏まえた上で、応募者としての支援方針やアピールポイントを明記することとし、A4版での提出を原則とする。

- ③ 会社概要(任意様式)
  - 会社経歴、事業概要について簡潔に記載すること。(パンフレット等の会社概要で代用することも可。)
- ④ 業務の推進体制 (様式2) 業務を受注した場合の体制、担当予定者の氏名、業務の分担内容等について記載すること。
- ⑤ 同種・類似業務実績表 (様式3) 管理者及び主たる担当者が地方公共団体又は地方行政独立行政法人の発注する同

種・類似の業務を実施した実績を記載すること。

⑥ 業務工程表(任意様式)

契約期間における業務スケジュールを作成し提示すること。

また、各業務等については、市立病院と提案者との役割分担についても明記すること。

⑦ 見積書(任意様式)

「2 業務概要」に記載の提案上限額以下の金額で提示すること。

※見積書については、積算根拠、内訳が分かるように記載すること。なお、契約候補者に選定された場合、当該見積額が、契約額を確約するものではない。

- ⑧ 納税証明書「その3の3」及び市税完納等確認依頼書 ※国税・地方税に滞納がないことの証明書
- ⑨ 上記①~⑦を1つに綴じ、15部(正本1部、副本14部)を提出すること。

### 7 質問の受付等

(1) 質問の受付期限

平成28年5月23日(月)午後5時まで

(2) 質問方法

本要領「連絡先及び提出先」に記載している電子メールアドレス宛てに、件名は「プロポーザル質問(改革プラン)」と入力の上、質問票(様式4)を提出すること。(来庁、電話等による質問は受け付けない)

(3)回答

回答は、質問内容と合わせて滝川市立病院ホームページに随時掲載する。なお、質問者名等は公表しない。

(4) 留意事項

審査基準等に関する質問には一切答えない。

#### 8 選定方法

(1) 選定方法

公募型プロポーザル方式

① 書類審査(1次審査)

応募者が多数の場合には、企画提案書の内容を審査し、上位3者程度を選定する。 なお、応募者が3者に満たない場合でも、提出書類に不備等があった場合には失格と する。

(ア) 実施日時

平成28年6月1日(水)までに実施する。

(イ) 結果通知

応募者全員に選定結果を電子メールで通知する。

② プレゼンテーション(2次審査)

- (ア)審査は、滝川市職員で組織する審査職員会議において、企画提案書等応募書類、 プレゼンテーション及び質疑応答の内容を総合的に評価し選定する。
- (イ) 別に定める審査表に基づき採点を行い、評価点数の総合計が最高得点の者を契 約候補者として選定する。
- (ウ) 応募者が1者の場合であっても、審査の結果、提案内容が仕様を満たしている と認められた場合には、その応募者を契約候補者として選定する。
- (エ) プレゼンテーションの実施後、市立病院が必要と認めたときは、提案書の内容 について説明や資料の提出を求める場合がある。
- (2) プレゼンテーション及び質疑応答
  - ① 実施日時及び場所

平成28年6月6日(月)に実施を予定している。時間・開催場所等は6月2日(木)午前9時までに電子メールにて通知する。

② 実施時間

1者につき 30 分程度を予定しており、事業者から 20 分間の企画提案内容の説明を 実施した後、10 分程度の質疑応答を行う。

③ プレゼンテーションの方法

新たな資料の提出は不可とし、企画提案書に基づき説明をすること。あわせて、同種・類似業務実績表(様式4)及びその代表的な事業の効果を説明すること。なお、パワーポイントでの説明等プロジェクターを使用する場合には、プロジェクター及びスクリーンは市立病院において準備する。

④ 説明者

原則として、提案書の推進体制に記載されている主たる担当者及び管理者が行うこと。また、会場への入室は3名以内とすること。

⑤ その他

プレゼンテーションにおける当日資料及び質疑に対する応答の内容については、提出書類と同様に公式なものとして取り扱うものとする。

(3) 審査基準

別添「審査項目及び審査の視点」に基づいて審査を行う。

(4) 審查結果

応募者全員に選定結果を通知する。なお、審査経過についての公表はしないものと し、審査結果についての異議申し立てについては受け付けないものとする。

### 9 契約の締結

(1)契約は、選定された契約候補者と市立病院の間で業務内容や役割分担、契約金額等について協議を行い、協議が整った場合には、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約にて、当該業務の実施に係る随意契約を締結することを原則とする。

- (2) プロポーザルの性質上、当該契約にあたり企画提案内容(参考見積内容を含む。)をもって、そのまま契約するとは限らない。
- (3) 契約協議において疑義が生じた場合は、市立病院の解釈によるものとするので、曖昧な表現や記載を避けること。また、その解消に要する費用は提案者の負担とする。
- (4)選定された契約候補者との協議が不調に終わった場合や失格の際には、審査委員会において次点とされた者と協議を行い、協議が整った場合には、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約にて、当該業務の実施に係る随意契約を締結する。
- (5) 市立病院が作成した契約書によって契約を締結する。

### 10 連絡先及び提出先

〒073-0022 滝川市大町2丁目2番34号

滝川市立病院 事務部事務課 堀

メールアドレス hospital@city.takikawa.hokkaido.jp

滝川市立病院ホームページ: http://www.med.takikawa.hokkaido.jp/

(募集要領及び提出書類様式をダウンロードできます。)

#### 11 その他

- (1) 提出書類の作成や提出に係る費用は全て申込者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。
- (3) 同一法人からの複数の提案は認めない。
- (4)提出書類の著作権は申込者に帰属するが、市立病院が選定の公表等に必要な場合に は、当該著作権を無償で使用できることとする。
- (5) 企画提案書提出後に辞退する場合は、辞退届(任意様式)を提出すること。